

フランス著作権法

2005年11月24日

弁護士 井奈波朋子

la propriété littéraire et artistique
les droits d'auteur et les droits voisins du droit d'auteur

総論

第1 フランス知的財産法の構造

フランス知的財産法典 (le Code de la propriété intellectuelle)

- 第1編 著作権
- 第2編 著作隣接権
- 第3編 著作権・著作隣接権、データベースの製作者の権利に関する一般規定
- 第4編 行政組織
- 第5編 意匠
- 第6編 特許
- 第7編 商標
- 第8編 海外領土等への適用に関する規定

第2 フランス著作権法の歴史

- 古法時代 (～1789年)
- 中間法時代 (1789年～1804年)
 - 1791年1月13-19日法
 - 1793年7月19-24日法
- 近世法時代 (1804年～)
 - 1957年3月11日法
 - 1985年7月3日法
 - 1992年7月1日法

1 古法時代

2 中間法時代

- ① 1791年1月13-19日法：演劇の著作物の作者の上演権
- ② 1793年7月19-24日法：すべての分野の記述された作品の作者の複製権

3 法典編纂まで

(1) 1957年3月11日法以前

(2) 1957年法以降

- ① 1957年3月11日法
- ② 1985年7月3日法
- ③ 1992年7月1日法

4 その後の改正

- ① コンピュータ・プログラムの制度に関する 1991年5月14日指令⇒1994年5月10日法により国内法化
- ② 貸与権および著作権隣接権に関する 1992年11月19日指令⇒2003年6月18日法により図書館における貸し出しに対する報酬に関して国内法化
- ③ ケーブルと衛星に関する 1993年9月27日指令⇒1997年3月27日法により国内法化
- ④ 保護期間に関する 1993年10月29日指令⇒1997年3月27日法により国内法化
- ⑤ データベースの保護に関する 1996年3月11日指令⇒1998年7月1日法により国内法化
- ⑥ 意匠の法的保護に関する 1998年10月13日指令⇒2001年7月25日法により国内法化
- ⑦ 情報社会における著作権の一般的問題の理解に関する 2001年5月22日指令⇒審議中
- ⑧ 追及権に関する 2001年9月27日指令 (2001/84/CE)

5 その他の改正

第3 著作権法の基礎理論－著作権の性質

111-1条1項

精神の著作物の著作者は、その著作物に関して、自己が創作したという事実のみにより、排他的ですべての者に対抗しうる無形の所有権を享有する。

111-1条2項

この権利は、この法典第1編及び第3編に定める知的及び人格的特質ならびに財産的特質を包含する。

- 1 排他的権利
- 2 排他性の根拠を何に求めるか。…一元論か二元論か
- 3 人格権と財産権の関係
- 4 所有権論
- 5 著作権と媒体の所有権との関係

111-3 条

第 111-1 条に定める無形の所有権は、有形物の所有権とは別個独立のものである。
有形物の取得者は、第 123-4 条第 2 項及び第 3 項に規定する場合を除き、その取得という事実によって、この法典に定めるいかなる権利も与えられない。これらの権利は、著作者又はその権利承継人個人に帰属する。ただし、これらの者はそれらの権利の行使のためにその有形物を利用することを有形物の所有者に要求することはできない。所有者が公表権の行使を妨げる明白な濫用がある場合には、大審裁判所は、第 121-3 条の規定に従って、適当ないかなる措置をもとることができる。

(1) 113-1 条 1 項

(2) 113-1 条 2 項 本文

- 6 所有者のイメージに対する権利

※破毀院 7/5/2004 ホテル・ド・ジランクール事件

「物の所有者は、物のイメージに対して排他的権利はないが、そのイメージの第三者による使用が異常な問題を生じさせるときには、それに対抗することができる」

著作物保護の要件

積極的要件

精神の著作物性…①知的創作物 ②表現形式の創作

創作性

消極的要素

112-1 条…①種類、②表現形式、③価値、④目的

その他…①完成品かどうか、②固定 ③方式の履践

第1 積極的要件

1 精神の著作物 (une oeuvre de l'esprit) であること (111-1 条)

精神の著作物性

知的創作物 (une création intellectuelle) であること

- 人間による干渉があること
- 創作行為から生じるものであること

表現形式の創作 (une création de forme) であること

- 表現とアイデアの区別 (アイデアは自由に移動する)
- 感得可能な表現形式

(1) 知的創作物 (une création intellectuelle) であること

a) 人間による干渉があること

① コンピュータによる創作

② 動物によるもの

③ 偶然の産物

b) 創作行為から生じるものであること

① 先行作品の発見 (考古学・民俗学)

② 単なる労務提供

③ ノウハウの提供

④ 単なる選択行為

⑤ 実演

(2) 表現形式の創作 (une création de forme) であること

111-2 条

著作物は、公表の有無にかかわらず、未完成であっても、著作者の構想の実現という事実のみによって創作されたものとみなされる。

a) 表現とアイデアの区別

b) 表現形式の感得可能性

2 創作性 (l'originalité)

古典的アプローチ… 著作者の個性の痕跡 新たなアプローチ… 知的貢献の痕跡
--

(1) 古典的アプローチ

(2) 学説による二つの考察

① 創作性は新規性ではない。

② 創作性は相対的な概念である、

(3) 新たなアプローチ

※破毀院 7/3/86 Pachot 事件

「控訴院は、パシヨ氏によるソフトウェアがその知的貢献の痕跡を有すると判断し、原審判断を正当化した」。破毀院も控訴院の判断を肯定。

(4) 創作性の定義に関する結論

(5) 創作性の程度

第2 著作物の著作権による保護を考えるにあたって考慮されない要素

1 種類、表現形式、価値、目的

112-1 条

この法典の規定は、いずれの精神の著作物についても、その <u>種類</u> 、 <u>表現形式</u> 、 <u>価値</u> または <u>目的</u> を問わず、著作者の権利を保護する。

(1) 種類 (le genre)

※パリ控訴院 3/7/75 ロシヤス事件 香水について肯定

「112-2 条が精神の著作物の例示として、視覚または聴覚により認識される著作物しか言及していないとしても、とりわけという副詞の存在は、他の3つの感覚によって場合によっては存在しうるであろう著作物を先天的に排除することを認めるものではない」

- (2) 著作物の表現形式 (la forme d'expression)
- (3) 著作物の価値 (le mérite)
- (4) 著作物の目的 (la destination)
美術の一体性の原則 (la théorie de l'unité de l'art)

2 その他の消極的要素 (創作の過程) …①完成品かどうか、②固定 ③方式の履践

111-2 条

著作物は、公表の有無にかかわらず、未完成であっても、著作者の構想の実現という事実にのみによって、創作されたものとみなされる。

- (1) 完成品かどうか
- (2) 固定の有無
- (3) 方式の履践

著作物

112-2 条

この法典の適用上、次の各号に掲げるものは、特に精神の著作物とみなされる。

- 1 書籍、小冊子その他の文芸、芸術および学術の文書
- 2 講演、演説、説教、口頭弁論その他の同性質の著作物
- 3 演劇用または楽劇用の著作物
- 4 演出が文書その他の方法で固定されている舞踊の著作物、サーカスの出し物および芸当ならびに無言劇
- 5 歌詞を伴うまたは伴わない楽曲
- 6 映画の著作物その他の音を伴う、または伴わない映像の動く連続からなる著作物 (以下「視聴覚著作物」という)
- 7 素描、絵画、建築、彫刻、版画および石版の著作物
- 8 図形および組版の著作物
- 9 写真の著作物および写真に類似する技術を用いて製作した著作物
- 10 応用美術の著作物
- 11 図解および地図

- 12 地理学、地形学、建築学および化学に関する図面、略図および模型
- 13 ソフトウェア (準備の概念資料を含む)
- 14 服飾および装飾の季節産業の創作物。流行の要請に応じて製品の形状をしばしば一新する産業、特に婦人服、毛皮、下着類、刺しゅう、婦人帽子、靴、手袋、革製品、最新流行のまたは高級婦人服用の布地、装飾品製造者および靴製造者の製品ならびに室内装飾用布地の製造業は、服装および装飾の季節産業とみなされる。

第1 総論－カテゴリー化について

第2 文学の著作物

第3 音楽の著作物

第4 美術の著作物

1 応用美術

2 建築の著作物

第5 演劇等

第6 映画 (視聴覚) の著作物

1 定義

112-2 条⑥

映画の著作物その他の音を伴う、または伴わない映像の動く連続からなる著作物 (以下「視聴覚著作物」という)

2 著作者について

113-7 条1 項

視聴覚著作物の知的創作を実現する一人または二人以上の自然人は、その著作物の著作者の資格を有する。

113-7 条2 項

共同して作成される視聴覚著作物の共同著作者は、反対の証拠がない限り、次の各号に掲げる者であると推定される。

- 1 シナリオの著作者
- 2 翻案の著作者
- 3 台詞の著作者

4 この視聴覚著作物のために特別に作成される楽曲（歌詞を伴いまたは伴わない）の
著作者

5 監督

113-7条3項

視聴覚著作物が、保護を受けている既存の著作物またはシナリオを原作とする場合には、
原著物の著作者は、新著作物の著作者と同一視される。

(1) 原則

(2) 共同著作者の推定

(3) 契約がある場合

131-2条

この章に定める上演・演奏契約および視聴覚製作契約は、文書で作成しなければならない。
演奏の無償許諾についても同様とする。

132-23条

視聴覚著作物の製作者とは、この著作物の製作について発意と責任をとる自然人または
法人をいう。

132-24条1項

歌詞を伴うまたは伴わない楽曲の著作者以外の視聴覚著作物の著作者と製作者とを結ぶ
契約は、別段の定めがない限り、かつ、111-3条、121-4条、121-5条、122-1条から122-7
条まで、123-7条、131-2条から131-7条まで、132-4条および132-7条の規定によって
著作者に認められる権利を害することなく、視聴覚著作物の排他的利用権の製作者への譲
渡を伴う。

132-24条2項

視聴覚製作契約は、著作物の図形的および演劇的権利の製作者への譲渡を伴わない。

①視聴覚著作物の製作者

②譲渡の推定

③譲渡の推定に対する限界

4 権利の行使に関する特則

121-5条

視聴覚著作物は、最終版が監督または共同著作者と製作者との間の合意によって確定さ
れたときに完成されたものとみなされる。

この最終版の原版を破棄することは、禁止される。

いずれかの要素の追加、削除または変更によるこの最終版のいずれの改変も、第1項に掲げる者の同意を必要とする。

他の利用方法を目的とする他の種類の媒体への視聴覚著作物のいずれの転写も、監督との協議を事前に行わなければならない。

第121-1条に定める著作者の固有の権利は、完成した視聴覚著作物についてのみ、著作者が行使することができる。

121-6条

著作者の一人が、視聴覚著作物への寄与を完成させることを拒否し、または不可抗力のためにその寄与を完成させることが不可能となる場合には、その者は、すでに作成されている寄与の部分著作物の完成のために使用することに反対することができない。その者は、その寄与について、著作者の資格を有し、かつ、それから生じる権利を享有する。

- (1) 完成前の著作者人格権の行使
- (2) 寄与が達成されなかった共同著作者の地位
- (3) 尊重権

第7 ソフトウェア

1 プログラムの著作権法による保護 (112-2条⑬)

※ 破毀院 7/3/86 Pachot 事件

2 著作者

113-9条1項

1人または2人以上の被雇用者によってその職務の執行中に、又はその雇用主の指示に従って創作されるソフトウェアまたはその参考資料に関する財産権は、別段の定款規定または定めがない限り、雇用主に帰属し、雇用主のみが、それらの権利を行使することができる。

3 著作者人格権・財産権の修正

- (1) 人格権 (121-7条)
- (2) 財産権 (122-6条)

第8 二次的著作物・編集著作物

112-3条

精神の著作物の翻訳、翻案、変形または編曲の著作者は、原著作物の著作者の権利を害

することなく、この法典に定める保護を享有する。素材の選択および配列によって知的創作物を構成する詩文集または、各種の創作物の編集物またはデータベースのようなデータの編集物の著作者についても、同様とする。

1 二次的著作物

2 編集物

(1) 詩集、名言集、辞書、年鑑、カタログ、データベース、データバンク、要約表、修正

(2) 改訂、アップデート

3 データベース

112-3 条 2 項

データベースとは、組織的又は体系的に処理され、かつ電子的方法その他いずれかの方法によって個別にアクセスできる著作物、データその他の独立した要素の編集物をいう。

第 9 データベースの製作者の権利 (スイ・ジェネリス権)

1 一般的構造

2 権利者—データベースの製作者

3 内容

4 期間

第 10 題名の保護

112-4 条

精神の著作物の題号は、それが創作性を示す場合には、著作物そのものとして保護される。

著作物が第 123-1 条から第 123-3 条までの規定によってもはや保護されない場合であっても、いずれの者も、混同を生じやすい状況において同一分野の著作物を識別するためにその題号を使用することはできない。

1 著作権法による保護

2 不正競争法理による保護

- ① タイトルは、歴史や伝説から借用したものでないこと
- ② タイトルは、その著作者によって用いられ公表されたものであること
- ③ 競合する二つのタイトルは、同じ種類の著作物を表すものであること
- ④ 混同のおそれがないこと

3 商標権による保護

著作者

人格主義

- ① アイディアを出した者や、機械的な操作を実行した者は除かれる。
- ② 自然人にしか著作者の資格は与えられない (ただし、集合著作物)。

第1 単独の著作者

1 著作者の推定

113-1 条

著作者の資格は、反対の証拠がない限り、著作物はその名の下に公表される1人又は2人以上の者に属する。

(1) 著作者が自然人の場合

(2) 著作者が法人の場合

※ 破毀院 24/3/93

「問題の複製の日に、SMD は、その名で問題の写真を商業的に利用していた。ネガを制作した自然人からの権利要求がない場合、所有の行為は、第三者に対して、SMD がその著作物に対する著作権の所有者であることが推定される。」

2 著作者が従業員である場合

111-1 条 3 項

精神の著作物の著作者による請負契約または労働契約の存在または締結は、第1項によって認められる権利の享有になんら抵触しない。

131-3 条 1 項

著作者の権利の移転は、譲渡される各権利が譲渡証書において個別に言及されること、ならびに譲渡される権利の利用分野がその範囲、用途、場所および期間に関して限定されることを条件とする。

131-1 条

将来の著作物の総括譲渡は、無効とする。

① 原則—黙示の譲渡は認められない (111-1 条 3 項)

② 明示の譲渡の必要

※ 破毀院 16/12/92 プログラム (改正前) について

「111-1 条 3 項および 131-3 条 1 項により、精神の著作物の著作者によって締結された雇用契約の存在は、無体財産権の享有を排除する効果をもたらさない。譲渡は、譲渡された権利の利用範囲が、その期間および目的に関して限定されていることを条件とする。」

③ 明示の程度—包括的譲渡の有効性

第 2 複数の創作者が関与する場合

1 共同著作物 (L'oeuvre de collaboration)

113-2 条 1 項

二人以上の自然人が創作に協力した著作物は、共同著作物という。

113-3 条

共同著作物は、共同著作者の共有とする。

共同著作者は、その権利を合意によって行使しなければならない。

合意のない場合は、民事裁判所の決定するところによる。

各共同著作者の関与が異なる分野に属する場合には、各共同著作者は、反対の取り決めがない限り、個々の寄与を分離して利用することができる。ただし、共同著作物の利用を害してはならない。

(1) 要件

①参加者は、複数の自然人であること

②参加者が、創作的な表現の供与をおこなうこと

③共通の発意と協議による創作

(2) 共同著作者の権利

①共同著作物に対する権利

②各人の寄与部分に対する権利 (113-3 条 4 項)。

2 集合著作物 (L'oeuvre collective)

113-2 条 3 項

自然人または法人の発意に基づいて創作される著作物であって、その指示および名のもとに出版され、発行され、および公表され、かつ、その作成に参加する各著作者の個々の寄与が、実現される全体に対する別個の権利を各著作者に付与することができることなく、寄与の構想の目的である全体の中に融合しているものは、集合著作物という。

113-5 条

集合著作物は、反対の証拠がない限り、その著作物はその名の下に公表される自然人または法人の所有とする。

この自然人または法人は、著作者の権利を付与される。

(1) 要件

- ① 自然人または法人の発意に基づいて創作されたこと
- ② その指示および名前の下に出版、発行、公表
- ③ 作成に参加する各著作者の個々の寄与が融合してできたこと
- ④ 実現される全体において、別個の権利を各著作者に付与することが不可能なこと

(2) 集合著作物と共同著作物の区別

(3) 集合著作物の効果 (113-5 条)

3 混合著作物 (L'oeuvre composite)

113-2 条 2 項

既存の著作物とその著作物の著作者の協力なしに合体されている新規の著作物は、混合著作物という。

113-4 条

混合著作物は、その著作物を作成した著作者の所有とする。ただし、既存の著作物の著作者の権利は、留保される。

(1) 二次的著作物・混合著作物・派生的著作物の区別

(2) 効果

著作者人格権

著作者人格権 (les droits moreaux)

- －公表権 (le droit de divulgation)
- －氏名表示権 (le droit à la paternité)
- －尊重権 (le droit au respect)
- －修正・撤回権 (le droit de repentir et de retrait)

第1 総論

1 種類

2 位置づけ・趣旨

3 性質

121-1 条

2 項

この権利は、著作者の一身に専属する。

3 項

この権利は、永続し、譲渡不能で、かつ時効にかからない。

4 項

この権利は、死亡を原因として、著作者の相続人に移転することができる。

(1) 一身専属性 (121-1 条 2 項)

(2) 121-1 条 3 項

① 永続性

② 譲渡不可性

③ 時効にかからない

④ 差押不可

⑤ 絶対性

第2 各論

1 公表権 (121-2 条 1 項)

121-2 条 1 項

著作者のみが、その著作物を公表する権利を有する。第 132-24 条の規定に従うことを条件として、著作者は、公表の方法を決定し、かつ、公表の条件を定める。

(1) 1957 年法制定以前

※ 破毀院 14/3/1900 Whistler 事件

(2) 公表権の趣旨

(3) 内容

- ① 著作者は、著作物を公に伝達すること／伝達しないことを決定することができる。
- ② 著作者は伝達方法を定めることができる。

(4) 効果

2 氏名表示権

121-1 条 1 項

著作者は、その名前、資格および著作物の尊重を要求する権利を享有する。

(1) 権利の内容

(2) 効果

- ① 自分の作品に自分の氏名・肩書きに言及することを要求する権利
- ② 自分の作品に第三者の氏名が表示されていることに対して、異議を述べることができる。
- ③ 他人の作品に自己の氏名が表示されていた場合は、氏名表示権の行使は可能か。

(3) 射程範囲

3 著作物の尊重を要求する権利

121-1 条 1 項

著作者は、その名前、資格および著作物の尊重を要求する権利を享有する。

(1) 著作物の完全性の尊重

- ※ TGI パリ 15/10/92 サミュエル・ベケットの「ゴドーを待ちながら」事件
「著作者が作品はそうあるものと望んだように著作物は尊重されなければならない、著作者の意思を評価するのは、第三者でも裁判所でもない。著作者人格権者が唯一その権利を行使できる」
- ※ 破毀院 6/7/65 ベルナール・ビュッフェの冷蔵庫事件
「美術の著作物の著作者に与えられた著作者人格権は、著作者に対して、公衆に公表された後でも、その作品が変容されたりばらばらにされたりすることを禁じることができる権限を与えている」

(2) 著作物の精神の尊重

5 修正・撤回権

121-4 条

著作者は、その利用権の譲渡にかかわらず、その著作物の発行の後であっても、譲受人に対して修正または撤回の権利を享有する。ただし、著作者は、この修正または撤回が譲り受け人に与えることがある損害を事前に賠償することを条件としてのみ、この権利を行使することができる。著作者が、その修正または撤回の権利を行使した後に、その著作物を発行させることを決定する場合には、著作者は、最初に選定した譲受人に対して、最初に決めた条件において、その利用権を優先的に提供しなければならない。

著作財産権

著作財産権 (les droits patrimoniaux)

- －複製権 (le droit de reproduction)
- －演奏・上演権 (le droit de représentation)
- －追及権 (le droit de suite)

122-1 条

著作者に属する利用権は、上演・演奏権および複製権を包含する。

第1 総論

- 1 起源
- 2 著作財産権の種類
- 3 性質
 - ① 排他性

- ② 譲渡性
- ③ 有限性
- ④ 追及権と利用権

第2 演奏・上演権

122-2 条

上演・演奏とは、いずれかの方法、特に次の各号に掲げる方法によって、著作物を公衆に伝達することをいう。

1 公の朗読、音楽演奏、演劇的上演、公の展示、およびテレビ放送された著作物の公開の場所における伝達

2 テレビ放送

テレビ放送とは、いずれかの性質の音、映像、記録、データおよび伝達を電気通信のいずれかの方法によって放送することをいう。

著作物を衛星に向けて発信することは、上演・演奏と同一視される。

- 1 「公衆」に対する著作物の伝達であること
- 2 著作物の「伝達」であること
 - (1) 公衆に対する直接的な伝達 (古典的伝達方法)
 - (2) 公衆に対する間接的な伝達 (媒体を介しての伝達方法)
- 3 間接的な伝達に著作者の権利が及ぶ範囲
 - (1) 問題点
 - (2) 解決
 - (3) ケーブル放送と衛星放送

第3 複製権

122-3 条

複製とは、著作物を間接的に公衆に伝達することができるいずれかの方法によって著作

物を有形的に固定することをいう。

複製は、特に印刷、図案、版画、写真、鑄造ならびに図形および造形的技術のいずれかの方法、または機械的、映画的もしくは磁氣的記録によって行うことができる。

建築の著作物について、複製とは、図面または設計図書の反復実施をいう。

1 複製の定義

- (1) 有形的に固定
- (2) 方法の如何を問わない
- (3) 公衆に伝達できるものであること

2 一時的複製

3 翻案権

第4 追及権

122-8 条 1 項

図形および造形の著作物の著作者は、原著作物の譲渡にかかわらず、公開の競売においてまたは商人の仲介によって行われるその著作物のいずれの販売の収益にも関与する譲渡不能の権利を有する。

122-8 条 2 項

徴収される使用料率は、一律に3%と定められ、規則によって定められる販売価格以上のみに適用される。

122-8 条 3 項

この使用料は、各著作物の販売価格から、およびいずれの基礎控除もない価格の総額から天引きされる。国务院令は、第1項に定める販売の際にこの条の規定によって認められる権利を著作者が行使する条件を決定する。

1 立法趣旨

2 性質

- ① 複製権・上演権と異なり単なる債権である。
- ② 譲渡不可である。

3 権利の内容

- (1) 権利者
- (2) 権利の行使期間
- (3) 公開の競売における著作物の売買であること
- (4) オリジナルな美術作品の譲渡であること
 - ① リトグラフや版画などのように、著作物が複数になるものにも追及権が及ぶか。
 - ② 型によって複製される著作物はオリジナルな美術作品と考えられるのか
- (5) 適用のある売買と料率
- (6) 追及権行使の要件

第5 複写複製権

(仮訳)

122-10 条

著作物の発行は、第3編第2章の規制を受け、かつ、そのために文化担当大臣の認可を受けた協会への複写複製権の譲渡を伴う。認可を受けた協会のみが、そのように譲渡された権利の管理のために使用者といずれの協定も締結することができる。ただし、販売、貸与、宣伝または販売促進を目的とする複製物の許諾条項については、著作者又はその権利承継人の同意を条件とする。著作物の発行の日に著作者又はその権利承継人の指示がない場合には、認可を受けた協会は、この権利の譲受人とみなされる。

複写とは、写真の技術又は直接読むことを可能とする同等の効果を有する技術によって紙または類似の媒体の上に複写の形式で複製することをいう。

第1項の規定は、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的として複製物を作成する著作者又はその権利承継人の権利を妨げない。

反対のいずれの定めにもかかわらず、この条の規定は、発行の日のいかなを問わず、保護を受けるいずれの著作物にも適用される。

122-11 条

第122-10条1項にいう協定は、第131-4条2項1号から3号までに定める場合には、一括払いの報酬を定めることができる。

122-12 条

第 122-10 条 1 項にいう協会の認可は、次の各号に掲げる事項を考慮して交付される。

- ① 協会の多様性
- ② 管理者の職業的資格
- ③ 複写複製権の管理を確保するために活用することを管理者が提案する人的及び物的手段
- ④ 徴収した金額の分配について定める手続きの公正性

国務院令は、この認可の交付および取り消しの手続きならびに第 122-10 条 1 項末文の適用を受ける譲受人である協会の選択の手続きを定める。

1 制度趣旨

2 制度の法律構成

- ① 複写複製権の譲渡
- ② 使用者と管理団体の合意

3 要件

- ① 著作権により保護される公表された著作物であること (122-10 条 1 項)
- ② 複写の方法による複製であること (122-10 条 2 項)

4 著作者に対する効果

- ① 複写複製権の譲渡
- ② 著作者またはその権利承継人は、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的として複製物を作成することができる (122-10 条 3 項)。
- ③ 第三者が、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的として複製物を作成する場合

第 6 EC 法とフランス法の比較

1 複製権と公衆への伝達権

- (1) 情報社会指令－複製権 (2 条)・公衆への伝達権 (3 条)
- (2) フランス著作権法

2 頒布権と用途指定権

(1) 情報社会指令－頒布権 (le droit de distribution)

(2) フランス著作権法－用途指定権 (le droit de destination)

a) 定義

b) 根拠

c) 頒布権との関係

現在審議中の法案4条 (131-9条)

「欧州共同体の構成国または欧州経済協定に参加する国の領域において、著作物の物理的な複製物の最初の売買が著作者又は権利承継人によって許諾されたときは、欧州共同体および欧州経済協定の域内では、この複製物の再売買は禁止されない」

3 貸与権 (le droit de prêt et de location)

(1) EC 指令

貸与権に関する EC 指令

(2) フランス著作権法

2003年6月18日法により、図書館における貸し出しに対する報酬制度を導入(133-1条以下)。

第7 例外 (122-5条)

1 上演・演奏権の例外：私的かつ無償の上演 (122-5条1号)

122-5条1号

著作物が公表された場合には、著作者は、次の各号に掲げることを禁止することができない。

もっぱら家族の集まりにおいて行われる私的かつ無償の上演・演奏

(1) 無償性

(2) もっぱら家族の集まりにおける上演・演奏

2 私的複製

122-5 条 2 号

複写する者の私的使用に厳密に当てられる複写または複製であって、集団的使用を意図されないもの。ただし、原著作物が創作された目的と同一の目的のために使用されることを意図される美術の著作物の複製、および 122-6-1 条のⅡによって規定された条件の下で作成される保全コピー以外のソフトウェアのコピーならびに電子データベースのコピーまたは複製を除く。

(1) 要件

- ① 複写する者の私的使用に厳密に当てられる複写であること
- ② 集団使用を目的としないもの。

(2) コピーガードは、私的複製権の侵害か

※ TGI パリ 30/4/2004、CA パリ 22/4/2005

3 引用等

122-5 条 3 号

著作者の名前および出所が明示されることを条件として、

- a) 要約および短い引用が挿入される著作物の批評、評論、教育、学術または報道としての性質によって正当とされる要約および短い引用。
- b) 新聞雑誌の論説紹介
- c) 政治上、行政上、司法上または学問上の集会ならびに政治上の公開の会合および公式の儀式において、公衆を対象として行われた演説を、時事の報道として新聞雑誌またはテレビ放送の手段を用いて、全体までも伝達すること。
- d) 販売に供される図形美術または造形美術の著作物を説明することのみを目的として、販売前に、公衆に提供する見本として、フランスにおいて行われる公の競売における販売カタログに掲載することを意図されるそれらの美術の著作物の全体または部分的複製。国務院令は、文書の特徴とそれらの頒布の条件を定める。

著作者の名前と出所が明示されることを条件として

- ① 短い引用
- ② 新聞雑誌の論説紹介
- ③ 公の演説を時事の報道として伝達すること
- ④ 公吏によってフランスにおいて行われる公の公売における販売カタログの掲載を目

的とする美術の著作物の複製

4 パロディ、模作および風刺画

122-5 条 4 号

もじり、模作および風刺画。ただし、当該分野の決まりを考慮する。

(1) パロディに該当すること

a) 原則

既存の著作物を、辛らつな言葉や面白おかしくすることにより変形すること。

※ TGI パリ 14/5/92

「真剣な著作物の滑稽な形式による風刺的模倣である。模倣とは、パロディ化される著作物との同一性が直ちに識別できることと、同時に、パロディを行ったものが新規の著作物の中に滑稽さを与えることにより既存の著作物と区別できることを条件とする」

b) ユーモアや滑稽な性格を必ず持つ必要があるのか。

※ CA パリ 11/5/93 枯葉事件

(2) 原著作物との混同の危険がないこと

※ 破毀院 27/3/90 ブレル事件

「もじり、模作および風刺画の著作者にその模倣する著作物の要素を翻案することを 1957 年 3 月 11 日法 41 条④が認めているのは、公衆が、それを著作物そのものでないことまたは正規の抜粋でないことがはっきりと分かるという条件においてである。ジャックブレルの楽曲を二つの抜粋の連続としてでなく、その単純で正確な抜粋に見える問題の詩であって、そのまま発表されたものは、混同の可能性があるという理由により、当該規定の適用を排除される」

(3) 当該分野の決まりをまもること

5 電子データベースの内容にアクセスするために必要な行為

122-5 条 5 号

契約に定める使用の必要性のために、かつ、その使用の限度内において、電子的データベースの内容にアクセスするため必要な行為。

6 その他の例外

(1) 裁判上もしくは行政上の手続きの遂行に必要な場合

- (2) 情報アクセス権による例外

7 情報社会指令の国内法化 (審議中)

- (1) 一時的複製
- (2) 身体障害者が著作物に接することを可能とするための例外
- (3) スリーステップテストの導入

第7 保護期間

1 原則的規定 (123-1 条)

2 特別規定

- (1) 共同著作物
- (2) 視聴覚著作物
- (3) 変名・無名の著作物および集合著作物

権利の救済

第1 フランスにおける知的財産権侵害訴訟

1 管轄

- (1) 事物管轄
 - a) 大審裁判所と商事裁判所の競合
 - b) 大審裁判所が専属管轄を持つ場合

(2) 土地管轄

2 訴訟当事者

- (1) 原告
 - ① 著作者
 - ② 譲受人

③ 著作権団体

(2) 被告

第2 知的財産権侵害を理由とする差押 (332-1条以下)

第3 急速審理

第4 制裁

1 刑事罰 (335-2条～335-10条)

2 民事上の制裁